

刑事施設における「被害者の視点を取り入れた教育」検討会の設置について

令和 2 年 9 月 7 日

法 務 省 矯 正 局

1 検討会設置の目的

平成 28 年 4 月に策定された第 3 次犯罪被害者等基本計画において、「犯罪被害者等の意見等を踏まえた適切な加害者処遇の推進等」が挙げられていることを踏まえ、刑事施設における特別改善指導「被害者の視点を取り入れた教育」（以下「R 4」という。）の充実方策の検討を行うこととする。

2 構成員（五十音順・敬称略）

太 田 達 也 （慶應義塾大学法学部教授）
栗 原 一二三 （犯罪被害者御遺族）
齋 藤 実 （獨協大学法学部特任教授・弁護士）
椎 橋 隆 幸 （公益社団法人全国被害者支援ネットワーク理事長）
鈴 木 共 子 （特定非営利活動法人いのちのミュージアム代表理事）
藤 野 京 子 （早稲田大学文学学術院教授）

3 活動内容

- （1）現行の R 4 の運用状況や課題等の把握
- （2）R 4 の更なる充実化の方向性や方策等の整理
- （3）（1）及び（2）を踏まえた R 4 標準プログラム改訂案及び視聴覚教材案の策定
- （4）その他、R 4 の更なる充実化のために必要な事項の検討等

4 日程

令和 2 年 9 月 10 日に初回を開催し、同年末までに数回開催する予定

5 その他

事務局は、矯正局成人矯正課及び R 4 ワーキンググループ構成員（刑事施設において R 4 の指導を担当する職員のうち別途指名する者）が担当する。